

仙台市定額減税不足額給付金の申請書および 必要書類について【不足額給付金(2)】

申請理由に相当する項目の記入欄(赤枠内)に☑してください。

記号	申請理由	記入欄
E	令和6年分所得税または令和6年度分個人市県民税の更正の請求(修正申告)を行った。 令和5年と令和6年の合計所得金額がいずれも48万円を超えている。	☐
F	令和5年と令和6年のいずれも事業専従者である。	☐

注意 次に該当する方は、不足額給付金(2)の支給対象外です。
 1. 令和6年分所得税または令和6年度分個人市県民税所得割が課税されている。
 2. 令和6年度に実施した当初調整給付金の支給対象者(通知があった)である。
 3. 令和5年度と令和6年度に実施した低所得世帯向け給付金の対象となる世帯主である。
 ※給付金の具体的な名称等については裏面をご覧ください。

【申請方法】

① 誓約事項および裏面の留意事項を確認し、下の赤枠内に必要事項を記入してください。

(あて先) 仙台市長

【申請者】

誓約事項	令和6年度分個人市県民税の低所得世帯向けの給付金および当初調整給付金の いずれも対象外です。※給付金の詳細は裏面をご覧ください。				
記入日	令和 7年	月	日	電話番号	() ※日中連絡が可能な「電話番号」の記入をお願いいたします。
署名					

※記載内容及び裏面の留意事項をご確認いただき、赤枠内を記入してください。
 ※記入する際は申請者ご自身が、フルネームかつ消えないボールペンで「署名」してください。

② 申請理由(記号E・F)に応じた、次の必要書類を準備してください。

【必要書類】※いずれもコピー可

記号	必要書類
E	【令和6年分所得税の更正の請求(修正申告)をした方】 令和6年分所得税の更正通知書(修正申告書) 【令和6年度分個人市県民税の修正申告をした方】 令和6年度住民税の(非)課税証明書(令和6年1月1日時点でお住まいだった市区町村にて発行)
F	【①および②はいずれも事業主分】 ①令和6年分確定申告書(第二表)の控え、または、令和6年分青色申告決算書 ②令和5年分確定申告書(第二表)の控え、または、令和5年分青色申告決算書

必ず裏面もご覧ください

③赤枠内に必要事項を記載したこの書類と必要書類を同封の返信用封筒に入れて、提出期限までに提出してください。

提出期限

令和7年10月31日(金)まで

※期限までに提出いただけない場合、不足額給付金は受給できません。

【留意事項】

1. 不足額給付金の支給を行うために必要な範囲で、住民基本台帳情報、税情報の公簿、給付金額について、他の行政機関等に求める、あるいは提供します。
2. 申請書の審査について
 - ▶ 申請書を提出いただいた後、仙台市にて審査を行います。
 - ▶ 提出書類に不備がある場合は、仙台市から内容を確認する通知をお送りいたします。
 - ▶ 審査が完了するまで、最長で2か月程度のお時間をいただきます。
3. 支給対象となる方について
 - ▶ 振込口座情報を仙台市にて確認できる場合は、審査完了後に給付金の振り込みを行い、振込日に、「仙台市定額減税不足額給付金のお知らせ」(封書)をお送りします。
 - ▶ 振込口座情報を仙台市にて確認できない場合は、審査完了後に支給対象となる方へ「振込口座届出書」をお送りします。口座情報等の必要な書類を提出いただいた後、給付金の振り込みを行い、振込日に「仙台市定額減税不足額給付金のお知らせ」(封書)をお送りします。
4. 支給対象とならない方について
 - ▶ 「仙台市定額減税不足額給付金のお知らせ」(ハガキ)をお送りします。
5. 送付先について
 - ▶ 住民票上の住所、または個人市県民税で送付先が定められている方は、送付先の住所へお送りします。

【次の給付金の支給対象となる世帯は不足額給付金(2)を受給できません】

給付種別	給付名称	対象	給付額
令和5年度 低所得世帯向け給付	令和5年度低所得世帯への 物価高対策緊急支援給付金	住民税均等割非課税世帯	7万円
		住民税均等割のみ課税世帯	10万円
令和6年度 低所得世帯向け給付	令和6年度低所得世帯への 物価高対策緊急支援給付金	新たに住民税均等割非課税となる世帯	10万円
		新たに住民税均等割のみ課税となる世帯	10万円
当初調整給付金	仙台市定額減税調整給付金	令和6年分推計所得税または 令和6年度分個人住民税所得 割において定額減税しきれない と見込まれる方	定額減税し きれないと見 込まれる額を 1万円単位で 切り上げた額

※令和5年度および令和6年度の低所得世帯向け給付は世帯単位での支給のため、支給対象世帯の世帯主だけでなく、世帯員である場合も不足額給付金(2)を受けることができません。ご注意ください。

記載内容や申請方法についてご不明な点がございましたら、下記専用ダイヤルにお問い合わせください。

お問い合わせ先

仙台市定額減税不足額給付
専用ダイヤル

0120-065-222

受付時間 平日9:00~17:00